

広島県医療機関食材料費高騰対策支援金申請の御案内

この補助金は、公的価格により経営を行っている医療機関に対して、食材料費高騰の影響を緩和するため、価格高騰の影響額の一部を支援するものです。補助対象施設には4月15日に申請書を発送しています。

1 対象施設及びその条件

次の対象施設で、①～④の条件をすべて満たす施設です。

対象施設

入院患者に食事を提供している、保険医療機関（病院、有床診療所）

条件：①～④の条件をすべて満たすこと

- ① 令和6年4月1日以前に広島県内に所在していること
- ② 国、県、市町又は一部事務組合等が開設者であること
- ③ 令和6年4月1日時点及び申請時において休止していないこと
- ④ 令和6年5月末までの間、事業の廃止又は休止の予定がないこと

2 交付額

交付額は、次の表のとおりです。

許可病床数の基準日		令和6年4月1日
期	令和6年4月1日から	許可病床数1床当たり 3,200円
間	令和6年5月31日まで	

※許可病床数には介護医療院の病床数は含まれませんのでご注意ください。

また、令和6年4月1日以降、介護療養病床は廃止となるため、許可病床数に算入できません。

3 申請受付期間

令和6年4月15日（月）～*令和6年5月17日（金）

（※郵送は必着、電子申請は17時まで）

4 申請方法

申請方法は、郵送申請又は電子申請となります。

①郵送申請

申請書は、対象となる施設へ事務局から郵送します。

同封の申請書にご記入の上、添付書類を同封し、郵便切手を貼り、返信用封筒により事務局へ郵送してください。

②電子申請

次のURL又はQRコードからアクセスし、様式のエクセルに入力の上、スキャナー又は撮影した添付書類の電子ファイルとともに、送信してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/genyudaka.html>



5 提出書類

広島県医療機関食材料費高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書

振込口座の写し（申請者名義のものに限る。通帳の表面及び見開き1・2ページ。キャッシュカードの写しは不可。）

6 問い合わせ先

広島県医療機関食材料費高騰対策支援金申請コールセンター

電話 050-3644-9308

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

※対面での対応はしていません。必ず郵送または電子申請で申請してください。